# 協働ガイドブック

令和4年10月 尼崎市







# 目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第1章 協働のまちづくりの基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
・協働とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・協働の積極的な推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
・協働で大切なこと(協働の原則) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2章 協働のツール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
・市民参画・市民意見聴取プロセス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(事例:(仮称)武庫健康ふれあい体育館 ・・・・・・・・・・・ 10)	
(事例:武庫分区雨水貯留管整備事業 ・・・・・・・・・・・・ 11)	
·市民提案制度 ······	11
(事例:双星放課後カフェ ・・・・・・・・・・・・・・・ 12)	
•包括連携協定 ••••••	13
(事例:建替え等により募集停止をしている空き室活用 ・・・・・ 13)	
(事例:消防指令センタービデオ ・・・・・・・・・・・・・・・ 13)	
·指定管理者制度 ······	14
(事例:わんわんマルシェin魚つり公園ドッグラン ・・・・・・・・ 14)	
·協働契約 ······	15
(事例:尼崎市ユース相談支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16)	
・特定非営利活動促進基金(特定非営利活動促進事業) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(事例:基金を活用した様々な活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17)	
・地域と学校による協働の取組(地域とともにある学校づくり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(事例:地域学校協働活動 18)	
おわりに ······	19

はじめに

「協働のまちづくりの基本方向~きょう DO ガイドライン~」(以下、「ガイドライン」という。)は、尼崎の特性を生かし、よりよい地域社会、暮らしやすいまちの実現に向け、市民・行政が一緒になって取り組む指針として、平成19年7月に策定しました。策定に当たっては、市民の実際の体験や活動を通じた視点から協働のまちづくりのあり方を検討するため、市民45人で構成する「協働研究会」での議論を経て取りまとめられた「市民からみた協働のまちづくりのあり方についての提言」(平成18年9月)を踏まえるなど、多くの市民の参画を経ました。

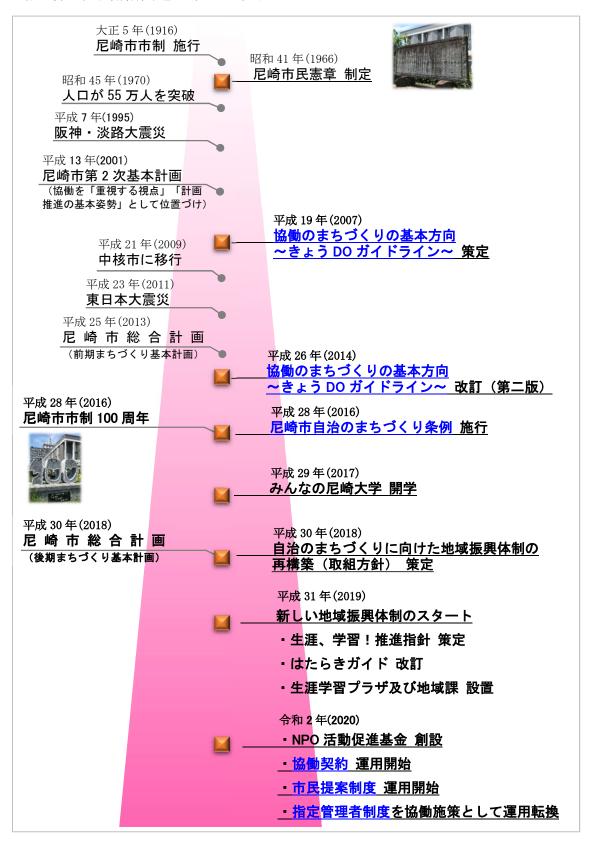
その後、平成25年度を開始年度とする「尼崎市総合計画」(前期まちづくり基本計画)を踏まえつつ、協働の取組をさらに進めていくための視点を追記するなどし、平成26年3月に改訂を行いました。

改訂からこれまでの間に、「尼崎市自治のまちづくり条例」の制定(平成28年10月)や、条例を具現化する取組として、「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」を策定(平成30年3月)した上で、地域を支える新たな体制づくり(平成31年度)を進めるなど、本市の自治のまちづくりの促進に関する取組は新たなステージを迎えています。またこの間には、「後期まちづくり基本計画」も策定(平成29年12月)しました。

この度の改訂に当たっては、こうした動きを踏まえるとともに、協働の取組を さらに進める上で、行政がその責任や役割をしっかりと果たしていくため、協働 についての理解を一層深めるとともに、具体的な取組につなげていくための「使 える」ガイドラインとして改訂を行うものです。

> 令和4年10月1日 尼 崎 市

#### (参考) 本市協働関連施策のあゆみ



#### 第1章 協働のまちづくりの基本的な考え方

# 「協働」とは

本市では「協働」を次のように定義しています。(尼崎市自治のまちづくり条例)

立場又は特性の異なる多様な主体が、 目的及び課題を共有するとともに、 お互いを尊重し、対等な立場に立って、 適切な役割及び責任の分担の下で連携すること

協働の取組は、<u>一つの主体だけでは解決することができない課題を解決すること</u>ができるなどの相乗効果を発揮することにつながります。

多様な主体が、強みを出し合い、弱みを補い合うことで、課題解決につながる

市民·市民活動団体

事業者

行 政

**One Team!** 

相乗効果!

- ・目的・課題の共有
- ・役割・責任の分担
- ·尊重、対等
- ・新たな視点・気づき

課題解決

に向けて

前進

きょっとメモ

## 「協働」の持つ意味

協働とよく似た言葉には、「コラボレーション」「パートナーシップ」などがあります。協働は、多様な主体の連携(コラボレーション)に加え、互いの尊重や対等な立場など、主体間の良好な関係性(パートナーシップ)にも着目しており、こうしたことが協働による相乗効果

につながっていきます。

単に連携すればいいってことじゃないんだね!

#### 協働の積極的な推進

協働の相乗効果への期待から、官民問わず協働の取組が進んでいます。 中には「協働だ」という意識なく、ごく当たり前に行われているものも。 本市では、「総合計画」(市の最上位計画)から個別の制度・事業に至る様々 な段階で積極的に協働の視点を取り入れ、地域課題の解決の促進や、より良い まちづくりの実現を図っています。

また、「尼崎市協働推進会議」を設置し、庁内各部署の協働事例及びそこから 得た学びの共有や、協働の取組の検討・実施に当たっての縦割りを超えた議論 などを全庁横断的に行い、協働の推進を図っていきます。



#### 協働推進会議

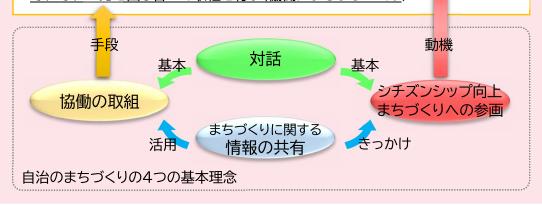
好事例の共有・横展開 学びや反省の共有 協働の推進に向けた議論

# 「自治のまちづくり」と「協働」

ちょっとメモ 例えば、「尼崎市自治のまちづくり条例」において、協働は「自治のまちづ くりの基本理念」の一つとして定められています。

# 自治のまちづくり

- ・自分たちの地域を、自分たちで良くするために、一人ひとりがともに学び、考え、
- ・それぞれの力を出し合って取組を行う(協働によるまちづくり)



# 協働で大切なこと(協働の原則)

協働による相乗効果への期待を高めるには、単に連携するだけでなく、各主体の間の良好なパートナーシップの形成などが重要です。

構成員や組織形態、活動目的、意思決定の方法などが異なる様々な主体が協働の場面に臨む際には、次の「協働の原則」を意識することが大切です。

# (1)目的や課題の共有・共感

各主体同士が事前に取組の目的や目標、課題等を理解し共有・共感する

#### (2)対等な関係の確保

下請けや従属といった上下の関係でなく、お互いに自由に意見が言えるなど、 パートナーとして対等な関係を保つ

# (3)相互理解

各主体の独立性や違い、特長を認め、理解することで、互いの特性や知恵を生かす

# (4)自発性と自主性の尊重

それぞれの主体が、自発性や自主性を尊重し、高めていく方向で取組を進める

# (5)自己変革の受容

各主体同士が、取組や取組による課題解決を通して影響し合い、互いに変わっていくことを受け入れる意識・姿勢を持つ

## (6)透明性と情報公開

協働関係において、参入機会の公平性、団体選定の過程などの透明性を確保する。協働事業の内容や手続き、成果報告、評価など、情報公開に努める

#### (7)検証と評価

目的達成や一定の期間ごとに検証・評価を行い、改善や見直しをする

#### 協働では Win-win を意識

協働は相乗効果に加えて、それぞれにとってのメリットも期待できます。

#### 市民個人

- ・生きがい、仲間づくり
- ・一人ではできない目標の達成
- ・まちづくりへの参画意識の向上

#### 事業者

- ・地域貢献による地域での定着
- ・企業イメージの向上
- ・新たな事業への展開

#### 市民活動団体

- ・地域コミュニティの活性化
- ・活動機会の増加
- ・団体の認知度、信頼性の向上

#### 行 政

- ・公共サービスの効果・効率向上
- ・市民ニーズを反映した施策の 立案や事業の実施

相手の「WIN」も意識して 関係を築く必要があるね

ちょっとメモ



#### 第2章 協働のツール

# 市民参画・市民意見聴取プロセス

#### 概要

- ・市民と共にまちづくりを進めるため、「市民意見聴取プロセス」や「まちづくり提案箱」を始めとする広聴制度を運用しています。
- ・広聴制度を経ないものでも、行政からの一方的な説明会ではなく、ワークショップなどの「学びと議論」の手法を活用するなど、積極的に市民意見の聴取に取り組んでいます。

#### 特徴

- ・市民意見聴取プロセス 熟度の低い段階と素案を作成した段階の2回に渡って市民の意見を聴き、市 民が参画しやすく、市民の意見を反映させやすい工夫をしています。
- ・まちづくり提案箱 市ホームページなどから、本市市政に関心があれば誰でも提案ができ、提案 は市長が直接目を通しています。

# <市民意見聴取プロセス> ステップ1 基本情報の公表 ステップ2 市民意向調査

市民意見聴 案件名: 局課名:	取に係る施策の概要
施策の目的	
現状•背景	
課題	
施策の策定にあたっての 考え方	
意見を聴取する ポイント	
市民意向調査 (ステップ2) の実施手法	
お問い合わせ先	

- ・様々な選択肢のメリット・デメリットを比較するなどして、「方向性を検討している」、「概ねの方向性を定めた」状態
- ・市の考えの内容や、なぜその考え になったかを広く公表します
- ・<u>市民意向調査</u>を行い、市の考え方 に対する市民の意見を聴きます
- ・意見を踏まえて、「選択肢」の変更 も含めて検討し、素案を作成しま す
- ・成案の完成までを示した「政策形成プロセス計画書」も公表し、いつ、どのように市民の意見を聴くかを示します。

# ステップ3 パブリック・コメント

## パブリックコメント案件概要

案件名:○○計画の改定について(○○の見直し)

All die Company Company			
1. 施策の概要			
	-4-1*		
2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点	<b>なと</b>		
3. 目指す姿・対応策など	・市民意向調査の結果を踏まえて素案(熟度が		
4. 施策の対象範囲・期間など	高い段階)を公表し、 <u>パブリック・コメント</u> を行		
	います		
5. 市民意向調査の概要	・市民意向調査を経て、なぜこの考えになった		
6. 施策の検討経過	のかをしっかりと伝え、最終的な市民の意見		
(1) 素案検討過程での主な論点	を募ります		
(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由			
7. 今後のスケジュール			
0. 工			
8. 添付資料			
9. お問い合わせ先			

# ステップ4 成案の作成 ステップ5 成案、パブリック・コメント結果の公表

【ステップ5】パブリックコメント募集結果

## 〇〇〇〇(素案)に対するパブリックコメント募集結果

○△人の方から、□件の意見をいただきました。 ○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方	
000	0000000000(←項目など)			
1	0000000000000000000   000000000000000	1	「意見を反映した(付加)] OO OOC ・パブリック・コメントで得た	≒意見に対して市の
000	000000000000		考え方をまとめ、これを踏む	
2	0000000000000000000 000000000000000000	2	<ul><li>・意見と市の考え方の要旨Ⅰ</li><li>わせて公表します</li></ul>	は、成案の内容と合

市民意見聴取プロセスは、市民参画のツールの一つであり、対象となる施策以 外にも積極的に市民の意見を聴いています。

# 事例 (仮称)武庫健康ふれあい体育館(資産統括局ほか)

## ポイント① 多くの市民・利用者による意見交換

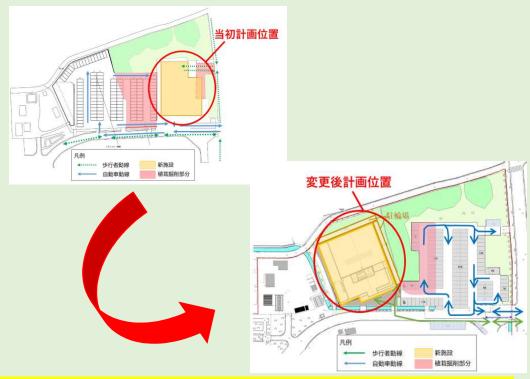
◎検討の熟度の低い段階から、様々な立場の方から意見を得るため、誰で も参加できるタウンミーティングを開催

# ポイント② 学びのタウンミーティング

- ◎市全体の公共施設を取り巻く環境や取組内容を職員が説明
- ◎4~7人の市民でグループになり、職員がファシリテーターを務め、 より詳しい説明や、質問への回答を行いながら、市民同士で意見交換
- ◎参加者が意見を言いやすいような会場の雰囲気づくり

#### 行政と市民の知恵と学びを計画に反映

- ◎賛成、反対など様々な意見を持つ市民同士が、相互理解や学び合いの中で、自分ごととして活発に議論
- ◎タウンミーティングでの意見交換を踏まえ、来場者の車の動線や利用者の 安全面を重視した設置場所への変更や各室のレイアウト変更などを実施 〈市民意見反映の一例〉



市の検討の熟度の低い段階から積極的に市民参画を得ることで 市民意見を反映した計画が実現! 市民参画を得る中で、市民と行政が学び合いながら、共により良い施策となる事例もあります。

## 事例 武庫分区雨水貯留管整備事業(公営企業局)

# ポイント① 市の想定不足

◎豪雨災害の多発を受け、早急に整備が必要と考え計画を策定 ⇔地元説明の結果、反対多数

# ポイント② 多様な主体同士の意見交換

◎方針を変更し、新たな候補地ごとに対話集会を実施

# ポイント③ 行政にとっても、市民にとっても学びが深まる

- ◎市民意見を聴くことや、計画時の行政側の思い込みなど、内部的に学びが多くあった
- ◎異なる意見を持つ市民と行政が共に学び合う中で計画の重要性等を学び、相互理解が深まり、新たな着地点が生まれた

# 市民提案制度

#### 概要

事業者や市民活動団体の提案を基に、市の事業として委託することや、市との協働事業(補助金の交付)、その他様々な手法による協働の取組につなげる制度です。

#### 特徴

- 委託事業では、提案者との随意契約が認められています。
- ・市と提案者が協議しながら最適な事業内容を作り上げていくため、構想段階での提案を可としています。
- ・事業所管課と提案者の間を丁寧にコーディネートするほか、提案の内容は全 庁的に共有し、全庁横断的な議論につなげます。
- ・提案内容は自由ですが、「市の提案テーマ」を設定し、提案のイメージをし やすくするなどの取組を行っています。
- ・包括連携協定や協働契約など、他の様々な協働施策と組み合わせるなど、思いもしない発展も期待できます。

あまがさきのみりょくあっぷ

# 民間×尼崎市=社会課題解決

活動の拡大、販路拡大も

# 皆さまのアイデア・ノウハウが詰まった提案を

# 「市民提案制度」が実現!

- 1 市の新規事業として委託実施
- 2 市の既存事業を「より良い内容」にして受託
- 3 市から補助金を受けながら、市と協働実施
- 4 その他、様々な手法による協働・連携の取組

事例 双星放課後カフェ(一般社団法人ポノポノプレイス)(総合政策局ほか)

#### 事業概要

尼崎双星高等学校内で、気軽に立ち寄れる「居場所」をカフェ形式で提供し、学校でも家庭でもない「第三の居場所」において、様々な大人との交流を通じて、将来を担う生徒たちの健全な育成への支えとなることを目的に実施。

# ポイント① 課題を解決!

これまで独自で事業をしていたが、「居場所」の必要性について、学校や市と共有できておらず、スムーズな連携が取れていなかった。役割分担のもと、協働の取組として実施するため、市民提案制度を利用(市から補助金を交付)。

## ポイント② 協働実施することで相乗効果を発揮!

互いにできることを掛け合わせ関係性を築くことで、周りからの信頼も高まり、 スムーズに話を進められることが増えた。また、これまで考えていなかった方法 を市が提案してくれることで、より良い方向に進む可能性が広がった!



## 包括連携協定

# 概要

尼崎市と様々な協働の取組を行っている主体を中心に、更なる協力関係を築 くものです。

#### 特徴

- ・双方の窓口を一本化し、円滑な連携を確保することで、新たな取組や既存の 取組における連携関係をより広範なものにするなどのメリットがあります。
- ・協定を締結する主体間での連携も視野に入れるなど、今後様々な活用が考えられます。

事例 都市整備局×生活協同組合コープこうべ 「建替え等により募集停止をしている空き室活用」





建替え等により募集停止をしている市営住宅の空き室を活用した「あまがさき住環境支援事業(REHUL)」を開始。

ポイント① 建替え等により募集停止をしている空き室を低料金で提供する ことによる経済的自立を支援

ポイント② 入居者の減少を抑制して地域コミュニティの活性化を図る

事例 消防局×アサヒ飲料クラブチャレンジャーズ 「消防指令センタービデオ」





消防指令センタービデオの外国語の同時通訳のパートについて、所属する 外国人選手が快く出演!

ポイント スポーツ振興に留まらず、アメフトの範疇を超えて、選手やスタッフの皆さんが尼崎のあらゆる場面で地域参加







## 指定管理者制度

## 概要

民間事業者のノウハウを生かすとともに、市と指定管理者とのパートナーシップを重視した運用によって、効果的・効率的な公の施設の維持管理運営を行うものです。

## 特徴

- ・施設の設置目的を共有することや、モニタリング評価をコミュニケーション ツールとして築く良好なパートナーシップの下、適正で効果的・効率的な施 設維持管理運営を行います。
- ・中でも、市と指定管理者とが互いの強みを出し合って施策目的の達成を図る 施設では、市と指定管理者の協働の取組が見られます。

# 事例 わんわんマルシェ in 魚つり公園ドッグラン(都市整備局)

魚つり公園の指定管理者が、自主事業として、実施を提案。

# ポイント① 日々のコミュニケーションの賜物

尼崎市の指定管理者制度は、市と指定管理者とのパートナーシップを重視して運用しており、普段からコミュニケーションが充実しているからこそ、 実現した取組。

#### ポイント② 実施も協働で!

施設所管課が、実施に当たっての広報やアドバイス、公園を利用する上で 必要な手続き、動物を対象とする上での留意事項等についてバックアップ。

#### ポイント③ ブラッシュアップは継続

自主事業として開催したが、継続的な取組とはなっておらず、引き続きの 検討課題としている。



┏がリングコガも実施中!

# 協働契約

#### 概要

協働の相乗効果を一層高めていく上で重要な「相互理解」や「対等な関係性の確保」、「役割分担」など、「協働の原則」に基づいた内容を契約書等において明文化し、互いに協働しやすい環境を作っていくものです。

# 特徴

・協働の視点が希薄になりがちな委託事業を中心に、補助金型、負担金型の3 類型を整備し、様々な協働の取組をバックアップします。

協働契約の類型	運用方法
協働契約・委託型	○○業務の委託に係る協働契約書(委託型)
協働契約・補助金型	〇〇事業の実施に係る協働契約書(補助金型)
協働契約・負担金型	○○事業の実施に係る協働契約書(負担金型)

・専門性の高い分野や、柔軟な事業実施が求められるような事業において、仕 様書等で細部を規定せず、市と受託者等が協議しながら事業を作り上げてい くことが求められる事業では、特に力を発揮します。

#### 1 役割分担するなど、協働して事業等を行うことが効果的なとき

- ・相手方が行政の強みや資源を活用しながら実施することで、事業効果が向上すると 考えられるとき(役割分担の明確化)
- ・既に実態として役割分担等の協働をしているが、その根拠が明確でない場合(協働の根拠づけ)

#### 2 取組の詳細を互いに協議しながら決定する必要があるとき

- ・協働契約では、互いの対等な立場に立脚し、協議によって様々なことを決定する
- ・仕様書等で達成目標や実施内容の大枠を定め、手段の詳細を実施前や実施中に検討するような、即応性、柔軟性のある事業実施が可能

#### 3 団体等の自発的な取組や、新たな公共の担い手の増加を促進するとき

・成果物等の権利を受託者にも帰属させる場合は、相手方の実績や経験をその後の 事業展開に活用でき、民間レベルでの自発的な取組の促進や、新たな公共の担い手 となることにつながる

#### 事例 尼崎市ユース相談支援事業(こども青少年局)

#### 事業概要

中学卒業後に進学も就職もしていない者やつまずきがあった者、高等学校中途退学などでひきこもり気味の青少年などに対し、必要な支援を行うことで、自己肯定感・社会性を育み、自立を促す。

## 協働前の課題

・ひきこもりの青少年に対し、その状態が重篤化する前に何らかの行政支援 が必要であることから事業を立ち上げるに至ったものの、近隣自治体では 同様の支援を行っておらず、より効果的な個別支援の方法や事業全体のあ り方が漠然としていた。

# ポイント① 高い専門性を要する事業で有効

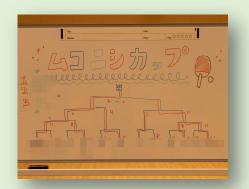
青少年のひきこもり支援は、ひきこもりの状態が家庭・学校・職場などの環境や、当事者の価値観・精神疾患・発達障害など多様な背景を伴う可能性があり、高い専門性が必要

# ポイント② 民間がノウハウや強みを最大限活用できる環境ができる

- ・支援に当たっては様々な手法で支援を展開できるノウハウや経験を持つ 民間事業者と行政がともにそれぞれの力を出し合って取組を行うことが効 果的。
- ・協働契約は、協議しながら事業内容を共に作り上げていくため、互いの強みを生かしやすい。

## ポイント③ 協働による相乗効果

定期的に行政と事業者が対等な立場で個別支援状況や事業そのものに係る意見交換を行い、様々な課題を共有しており、信頼関係のもと、より効果的な支援と事業展開につながる。





# 特定非営利活動促進基金(特定非営利活動促進事業)

X

## 概要

NPO法人が行う特定非営利活動事業に共感し、応援を行いたいと思われた市 民や企業等から寄せられた寄付金を、市がNPO法人に交付します。また、寄 付者は、寄付による税制上の優遇措置を受けることができます。

#### 特徴

# 行政

# NPO 法人

# 市民等

X

ふるさと納税を活用した NPO 法人と市民等を つなぐ**環境を整備** 

地域の課題解決を図る事業を実施

寄付を通じてNPO 法人の活動支援

# 事例 基金を活用した様々な活動(総合政策局)

#### 子どもの健全育成を図る活動



福祉の推進を図る活動



環境保全を図る活動



【特定非営利活動促進基金を活用した団体の声】

団体の活動内容をたくさんの方に知ってもらう機会になった。

想像よりも幅広い多くの方に応援していただけた。

事業の参加者も増え、つながりが広がった。

寄付金を使って新しい取組にチャレンジできた。

#### ポイント 安定的な事業実施へ!

寄付金をこれまでの実施事業や新たな取組に充当でき、また、NPO 法人の活動を広く理解していただくことで、新たな支援者とつながることができた!

# 地域と学校による協働の取組(地域とともにある学校づくり)

#### 概要

・コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、法律に基づき教育委員会により地域の皆さんの中から任用された委員が一定の権限を持って学校の運営と学校の運営に必要な支援について協議する「学校運営協議会」を設置している学校です。

#### 学校運営協議会の主な役割

- \* 校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
- \* 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができます。
- \* 教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べることができます。(個人に関することは対象となりません。)

#### 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、地域住民、保護者、学生、事業者等の幅広い地域 住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、学校 と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

#### 地域学校協働活動推進員(コーディネーター)

\* すべての尼崎市立小学校に地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員(コーディネーター)がいます。学校がお願いした地域の人です。

# 事例 地域学校協働活動のいろいろ(教育委員会事務局)



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、関係者がビジョンを共有し、一体的に 推進することで、学校運営と活動がより効果的に進んでいきます。



尼崎市コミュニティ・スクール ロゴマーク

尼崎市の「地域とともにある学校づくり」では 「Happy Happy な関係づくり」を目指しています!

「支援してもらえて嬉しい!」「支援することで子どもや学校に喜んでもらえて嬉しい!」という気持ちを大切にし、学校と地域が「Happy Happy」の関係になることを目指しています。

#### おわりに(市の決意表明)

地域の課題が、複雑化、多様化し、行政または民間だけの取組では解決が難 しくなっている中、協働の取組がますます重要になっています。

協働は、行政のコスト削減や、行政が担うべき役割を市民に丸投げするように捉えられることがありますが、尼崎市の協働とは、行政のみ、市民のみではなく、各主体の"強み"を生かすことで、課題の解決を図る取組を行うことである、と考えます。

例えば、ガイドブックに記載の「市民提案制度」は、いただいたご提案について、そのままを形にはできない場合もありますが、ご提案の核心を見極め、どうすれば課題解決を図ることができるのか、そのために、お互いに何ができるのかを、一緒に考えていきます。相互理解と対話を大切にし、それでもなお実現が難しい場合も、行政としての説明責任を果たしていきたいと考えています。

そして、行政運営に携わる職員一人ひとりにおいては、今一度、本ガイドブックを活用し、積極的に市民と協働することを意識しながら、各施策に取り組みます。

今後、本ガイドブックが、協働の取組への参画のきっかけとなるとともに、 行政、そして市民一人ひとりの力がまちを動かす大きな力となることを目指 し、ありたいまち、「ひと咲き まち咲き あまがさき」の一助となるよう、市 としましても、たゆみなく取組を進めてまいります。